

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第 7 号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和 7 年 7 月 5 日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和 7 年 1 1 月 1 3 日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

事 故		相手方住所氏名	損害賠償の額
場 所	概 要		
岩倉市下本町下 市場 6 8 番 1 地 先 市道南 2 0 9 号 線	南進中の相手方 車両が、道路側溝 に設置したグ レーチング上を 走行した際に当 該グレーチング が跳ね上がり、車 両底部の燃料タ ンク及び燃料 ホースを損傷し たもの。	愛知県一宮市 	51,920 円